

政治家からの寄附禁止 チェックリスト

政治家が選挙区内の人や団体へお金や物を贈ることは、法律で禁止されています。

☑ 町会の皆様へ!

具体的な場面別のチェックリストを作成しましたので、参考にしてください。

町会費

Q 町会員の政治家が、1口2,000円の町会費を、2口以上払うことはできるか。

A **×** 町会員としては1口なので、2口目からは禁止される寄附にあたります。

金一封

Q 町会が行事を行う際、町会員の政治家が他の役員と共に祝儀として金一封を出すことはできるか。

A **×** 行事を行う際の金一封は、禁止される寄附にあたります。

お祭り

Q 町会の役員がお祭りの寄附を集める場合、町会員の政治家にも寄附をお願いできるか。

A **×** 禁止されている寄附にあたるので、政治家に対して求めることはできません。

Q 町会の役員を務める政治家が会員からお祭りの寄附を集めることはできるか。

A **○** 政治家自らが寄附はできませんが、お祭りの寄附を集めることは可能です。

旅行

Q 町内の旅行で会員は1人15,000円の会費、町会からは5,000円の補助が出る。この場合会員ではない政治家が20,000円の会費を払って参加することができるか。

A **○** 旅行費として会費(実費)を払って旅行に参加することは可能です。

Q 政治家が町会の旅行に参加予定で会費も払っていたが、急用で行けなくなった場合、払った会費をそのままにしておくことはできるか。

A **×** キャンセル料等の経費を除き、返金してもらわないと禁止される寄附にあたります。

イベントへの参加

Q 節分会の豆まきに参加料として一般会費10,000円と特別会費20,000円とがあり、特別会費には裃(かみしも)が貸与される。政治家が特別会費を払って参加できるか。

A **○** 一般会費との差額が裃の貸与に係る対価としての差額であるならば、特別会費20,000円を払って参加しても差し支えありません。

運動会

Q 政治家が運動会に招待され、昼食時に弁当を頂いた場合、食事代として1,000円を渡すことはできるか。

A **×** 実費として請求された金額を払うのは可能ですが、見込み額や相当額を払う場合は禁止される寄附にあたります。

裏面もあります。